

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 27 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所 有限会社 石田電機工業所
 京都府木津川市加茂町大野37番地
 代表者氏名 代表取締役 石田 進
 電話番号 0774-76-2302
 FAX番号 0774-76-4785
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 元年 4月 27日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

京都府木津川市加茂町大野大野37番地

有限会社 石田電機工業所

代表取締役

石田 進



印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 イシダ ススム 石田 進	
取締役 イシダ キサコ 石田 喜佐子	
取締役 マツダ トモ子 松本 智子	
事業の範囲	土木工事業 管工事業 電気工事業 舗装工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	【有限会社 石田電機工業所】
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 住所 619-1142 京都府木津川市加茂町大野大野37番地</p> <p>電話番号 0774-76-2302 FAX番号 0774-76-4785 メールアドレス ishiden822@bird.ocn.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
石田 進 木戸 智子	第13788号 第149857号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和2年4月27日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金セカリのニ エンジンカッター 自動カッタ機 自動カッタ電動のニ ハロイナカッター ブライナー	Φ13~Φ50 100% Φ13~Φ50 100% Φ13~Φ150 100% Φ13~Φ100 100% Φ13~Φ25 100% ハンド式 100%	1 2 3 1 5 5	
管の加工用の機械器具	やすり 自動ねじカッタ機 自動ねじカッタ機 穿孔機	ハンド式 100% Φ13~Φ50 100% Φ75~Φ150 100% Φ13~Φ25用100% Φ30~Φ50 100%	5 2 1 2 1	
管の接合用の機械器具	ハリフレンチ 管締付け器 トーチランプ	Φ13~Φ150 100% Φ25~Φ50 100% ガス+手用 100%	15 2 2	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ 自動水圧記録計 自動水圧記録計 自動水圧記録計	2.5 MPa 100% 24H1.0MPa 100% 24H1.5MPa 100% 1H1.5MPa 100%	2 1 1 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 4 月 27 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

有限会社 石田電機工業所
京都府木津川市加茂町大野大野37番地

代表取締役 石田 進

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社石田電機工業所

会社法人等番号	1300-02-029571	
商 号	有限会社石田電機工業所	
本 店	<u>京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地</u>	
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地	平成19年 3月12日変更

		平成19年 3月13日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成4年1月28日	
目的	1 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理 2 管工事の設計及び施工管理 3 電気工事業 4 空調設備工事、冷暖房設備工事、換気設備工事、給排水設備工事の設計及び施工 5 補装工事の設計及び施工 6 家庭用電気機器の販売 7 給排水装置工事の設計及び施工 8 水道施設工事の設計及び施工 9 火災報知機の設置及び点検業務 10 前各号に附帯する一切の業務 平成22年 6月15日変更 平成22年 6月15日登記	
発行可能株式総数	60株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。	

京都府木津川市加茂町大野大野37番地
有限会社石田電機工業所

役員に関する事項	京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地 <u>取締役 石田進</u>	平成19年 3月12日住所変更
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 石田進</u>	平成22年 6月15日修正
	京都府相楽郡加茂町大字大野小字大野37番地 <u>取締役 石田喜佐子</u>	平成19年 3月12日住所変更
	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 石田喜佐子</u>	平成22年 6月15日修正
	京都府木津川市吐師松葉35番地3エクセルT <u>ハイツ106号</u> <u>取締役 松本智子</u>	平成22年10月14日就任 平成22年10月15日登記
登記記録に関する事項	京都府木津川市加茂町大野大野37番地 <u>取締役 松本智子</u>	平成29年 4月10日住所移転 平成30年 6月14日登記
	代表取締役 石田進	
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年10月 3日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(京都地方法務局管轄)

令和 2年 4月27日
京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



定 款

この定款の字は原本と
相違ない事を証明します

令和2年 4月27日

京都府木津川市加茂町大野大野37番地

有限会社石田電機工業所

代表取締役 石田 進



有限会社 石田電機工業所

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、有限会社 石田電機工業所と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理
2. 管工事の設計及び施工管理
3. 電気工事業
4. 空調設備工事、冷暖房設備工事、換気設備工事、給排水設備工事の設計及び施工
5. 補装工事の設計及び施工
6. 家庭用電気機器の販売
7. 給排水装置工事の設計及び施工
8. 水道施設工事の設計及び施工
9. 火災報知機の設置及び点検業務
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を木津川市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株式総会の承認を要する。

(相続人等に株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承認により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株式名簿に記載することを請求するには当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承認及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すること

ができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第 13 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会は、招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

- 第 15 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

- 第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 18 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、3 名とする。

(資 格)

第 22 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。



(取締役の選任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 当会社に取締役 2 人以上いるときは代表取締役 1 人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役 1 人のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第 25 条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 21 日から翌年 8 月 20 日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払業務を免れるものとする。

第一二七八八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

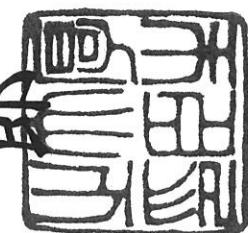
氏名 石田 進

昭和十五年三月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年三月三十日

厚生大臣 小泉純一郎



第一四九八五七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 松本智子

昭和四十七年八月二十二日生

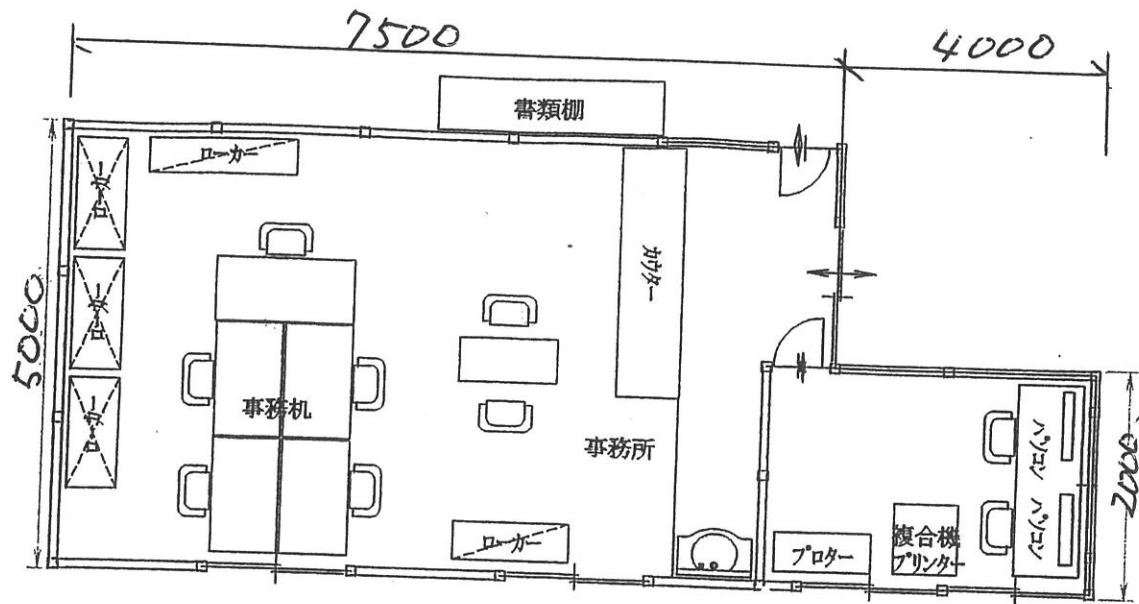
水道法(昭和三十六年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下創平

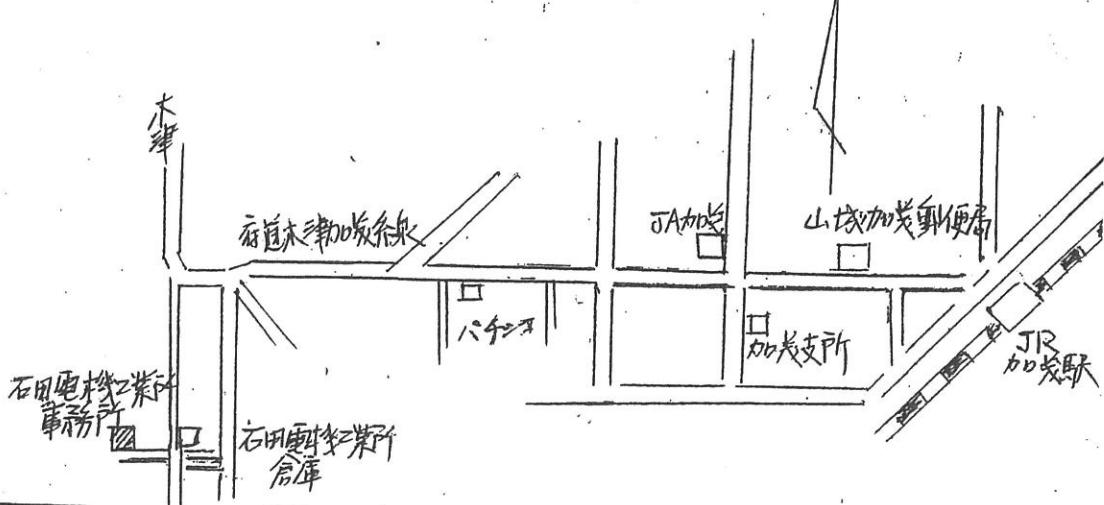
営業所の平面図及び付近見取図

面積 45.5 m²



付近見取図

関西 線加長 駅下車 バス・徒歩 2分





工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

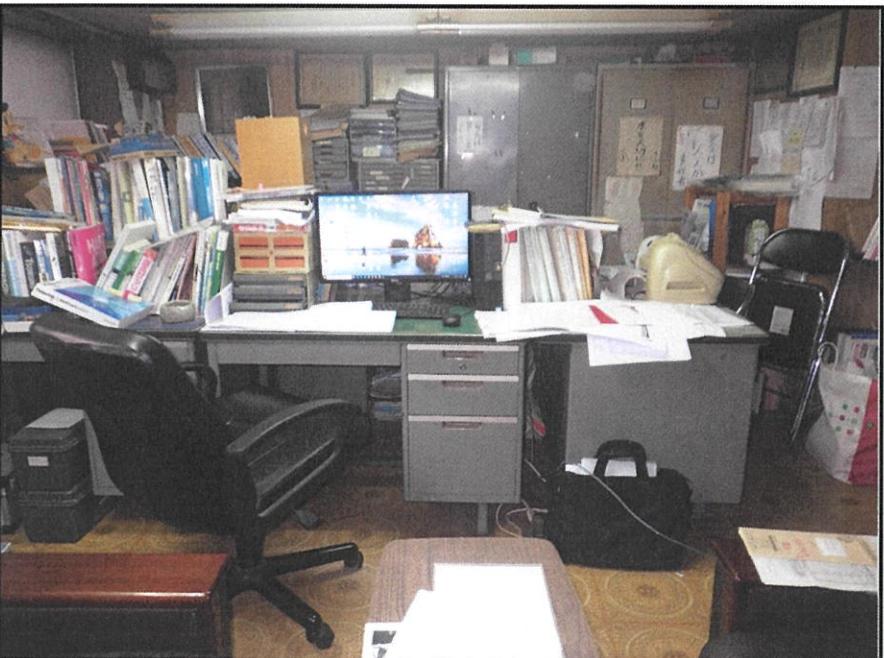
事務所



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

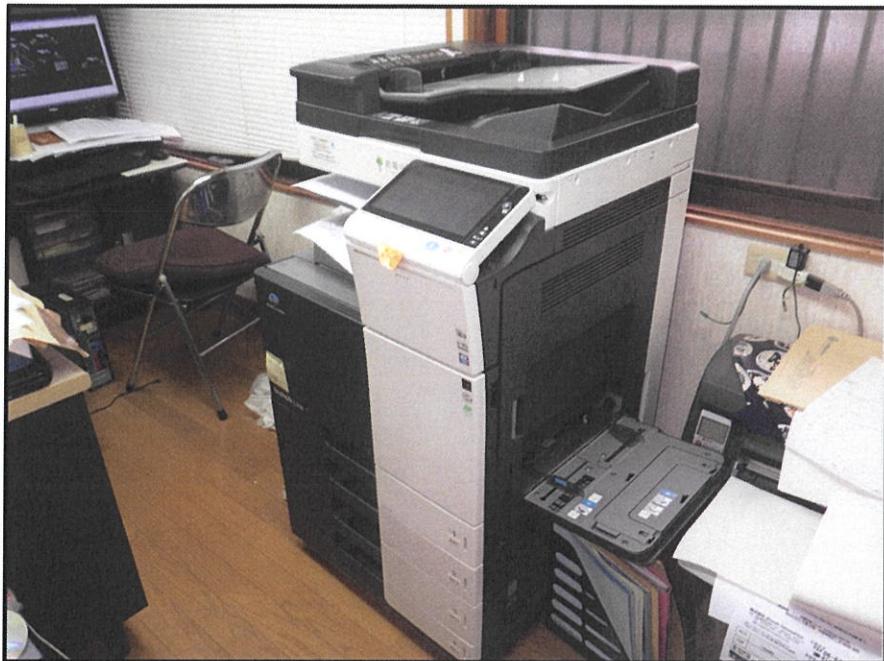
電話器



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

事務所



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

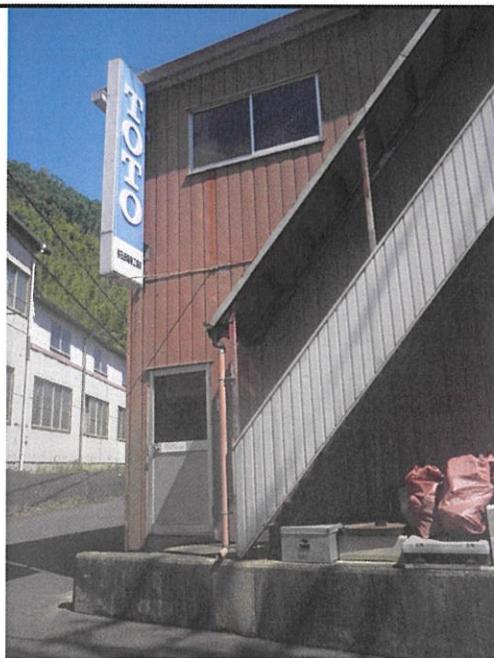
ファックス



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

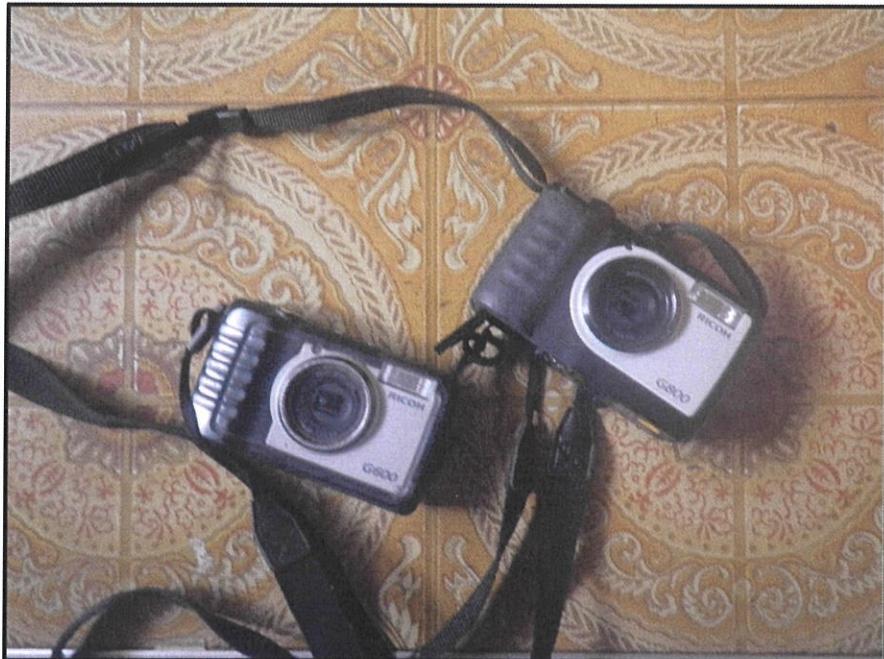
倉庫



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

倉庫



工種: 事務所内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

写真機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

カッター



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

コンクリートカッター



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

ベビーサンダー



工種: 資材置場内

測点:

ベビーサンダー



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

パイプ切断機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

発電機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

発電機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

発電機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

転圧機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

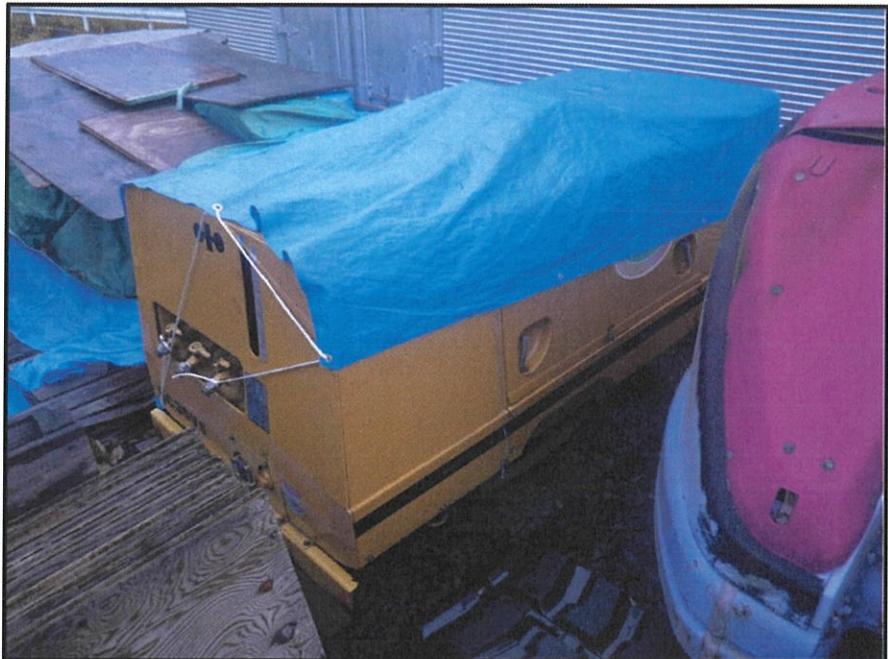
転圧機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

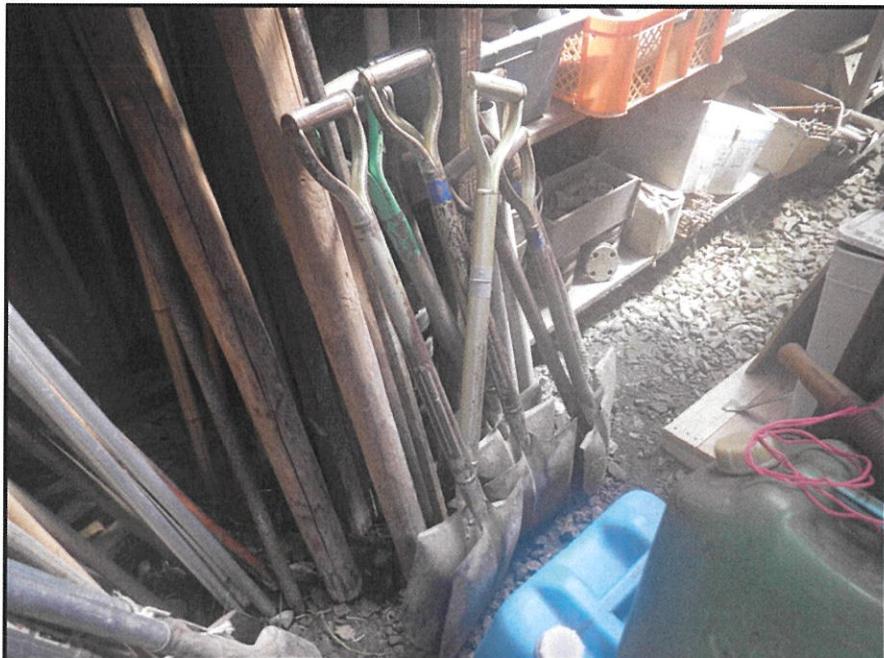
カッター・転圧機



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

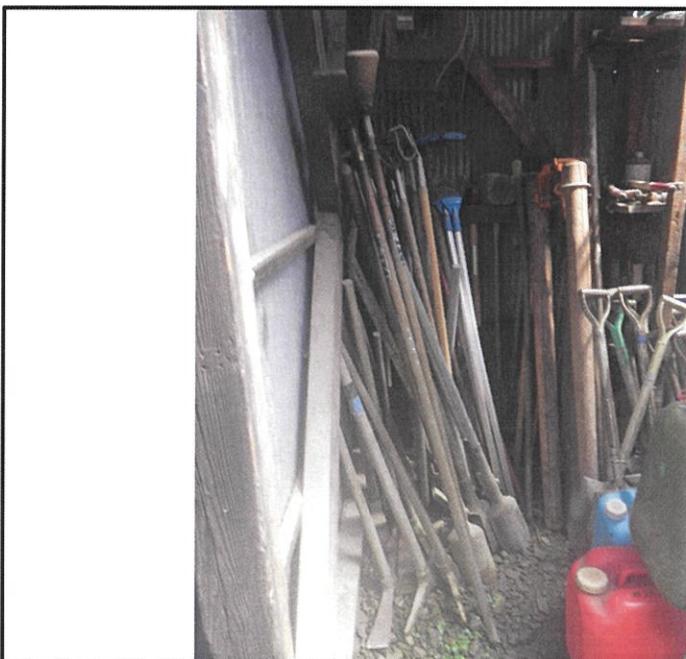
エンジンコンプレッサー



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

スコップ類



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

スコップ類



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

パイプレンチ等



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

水中ポンプ



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

機械類



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

トラック等



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37

3tダンプ



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37

バックホウ (アイオン)



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37

バックホウ



工種: 資材置場内

測点:

塩ビ用ノコ



工種: 資材置場内

測点:

金切ノコ



工種: 資材置場内

測点:

バール



工種: 資材置場内

測点:

ヤスリ



工種: 資材置場内

測点:

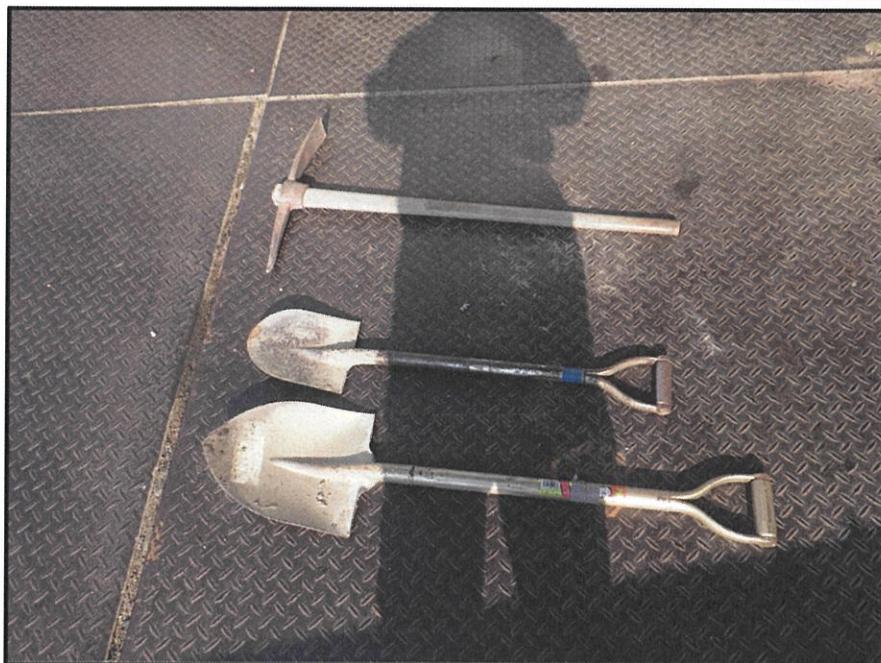
パイプレンチ



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37

ハンマードリル



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

つるはし・スコップ



工種: 資材置場内

測点: 木津川市加茂町大野大野37番地

看板

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 27 日

申請者 フリガナ

住所

有限会社 石田電機工業所

京都府木津川市加茂町大野太野37番地

代表者氏名

代表取締役 石田

電話番号

0774-76-2302

FAX番号

0774-76-4785

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

届出者

氏名又は名称

有限会社 石田電機工業所

住 所

京都府木津川市加茂町大野大野37番地

代表者氏名

代表取締役 石田 進 印

(選) 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 石田電機工業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
石田 進	第13788号	
松本智子	第149857号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一三七八八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

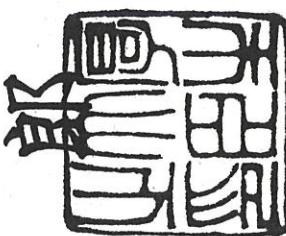
氏名 石田 進

昭和十五年三月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年三月三十日

厚生大臣小泉純一郎



第一四九八五七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 松本智子

昭和四十七年八月二十二日生

水道法(昭和三十二年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月九日

厚生大臣 宮下創平